

## 愛知県産業別最低賃金の改正

産業振興課 ☎66・11119

愛知県内の特定の産業に適用される8業種の産業別最低賃金が平成20年12月16日から改正となりました。

最低賃金名	時間額	発効日
愛知県最低賃金	731円	平成20年10月24日
産業別最低賃金	染色整理業	732円
	製鉄業、製綱・製綱圧延業、鋼材製造業	848円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	828円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	792円
	輸送用機械器具製造業	833円
	計量器・分析機器、光学機械器具、時計・同部分品製造業	782円
	各種商品小売業	779円
自動車(新車)小売業	814円	平成20年12月16日

詳しくは、豊橋労働基準監督署(☎0532・54・1119)までお尋ねください。

## 若者無業者の就労相談

産業振興課 ☎66・11119

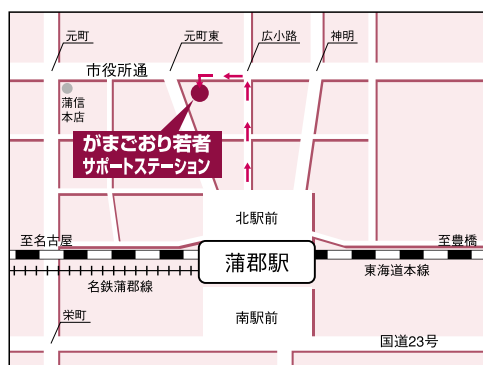
就学・就労にむけてどのような動きをとつたらいいかわからない、働きたいけど働く自信がない、社会との関わりを持ちたい…。そんな時、一人で悩まずに「がまごおり若者サポートステーション」を利用してみてください。

がまごおり若者サポートステーションは、15歳から35歳までの働いていない若者を対

象とした相談の場所、集いの場であるとともに、そのような若者たちの職業能力を育てる場所です。若者が自分なりに、自分らしく自立するように、若者サポートステーションでは応援しています。また、保護者の相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

## がまごおり若者サポートステーション

ところ 元町9-9  
 休館日 日・月曜日、祝日、年末年始  
 開館時間 午前11時～午後7時  
 対象 15歳～35歳の無業者とその保護者  
 利用料金 無料  
 電話 67・3201  
 H P <http://www.gyss.jp/>  
 E-mail [info@gyss.jp](mailto:info@gyss.jp)



## 編集後記

▼正月は、年神様が家々を訪れ、一年の幸福を授けてくれると言われています。

お正月に飾る「門松」は、年神様が最初に降りてこられる場所として、玄関脇に置きます。また、家庭での「しめ飾り」は、古い年の不浄を払い清めるために正面玄関の軒下につるします。古くからの慣習などの意味をよく考えてみると、厳かに新年を迎えられ、今年も頑張ろうという気持ちになります。

▼広報企画展「クイズましがいがし30」には384人の方が応募をいただきました。いろいろなご意見を書き添えてくださる方も多く、楽しく拝見させていただいたと同時に、今後の広報作りの参考にさせていただくことが多く、大変勉強になりました。

これからも皆さまに親しまれるよう、いろいろな企画を行っていききたいと思えます。今年も、広報がまごおりをよろしく願います。

(一)